

相続人申告制度

令和6年4月1日より相続登記の義務化が実施されます。

【要点】

1. 令和6年4月1日以降に発生した相続は3年以内に登記手続きが必要となります。
ます。
2. それ以前に発生した相続は令和9年3月31日までに登記手続きが必要となります。
ります。
3. 相続登記が出来ない場合「相続人申告手続」をします。
 - イ. ホームページより申告（申出）書をダウンロードします。
 - ♡. 固定資産評価通知書等を取りよせ、どんな不動産があるか確認します。
 - ハ. 亡くなった人の戸籍謄本、住民票除票、申出人の戸籍謄本、住民票を用意します。
 - ニ. オンラインで申出書を送り戸籍書類等は郵便で送付します。簡単な相続関係説明図も作ります。
 - ホ. 申告書が出ると不動産登記簿の所に「付記」します。
 - ヘ. 司法書士、弁護士等に委任することもできます。

申出書について：相続と同じようなことを申出したり、添付書類もあったりして考えていたより手間がかかりそうです。

何代も相続手続きをやっていない場合は添付する書類も多くなりそうです。ただ、話し合いがむずかしそうな場合3年以内に解決できるかを見越して、オーバーしそうなら、申告手続きを。